

# 7. おんせん県魅力アップサポート資金

## (1) 融資条件等

融資対象者	<p>県内で保証対象事業を行っている中小企業者又は組合のうち、以下の事業を営んでいるもの。</p> <p>①宿泊業（下宿業を除く）                  ②飲食店                  ③小売業（無店舗小売業を除く）                  ④温泉施設                  ⑤バス業                  ⑥タクシー業                  ⑦レンタカー業（自動車リース業を除く）                  ⑧上記以外の業種で、交流人口の増加への対応、観光振興のために必要であると知事が特に認めた取り組み※を行う者</p> <p>※知事の認定書が必要となります。申請等については県経営創造・金融課までお問い合わせください。</p>
資金用途	<p>設備資金（運設含む）、運転資金                  （上記①～⑦の者が必要とする設備資金・運転資金は、資金用途に限定なし。）</p>
融資限度額	<p>企業・組合 設備資金・運転資金 2億8,000万円</p>
融資期間	<p>設備資金 15年以内（うち据置2年以内）                  運転資金 10年以内（うち据置1年以内）</p>
融資利率	<p>特別利率B（7年まで 年1.80% 10年まで 年2.00% 15年まで 年2.40%）</p>
保証料率	<p>保証料率 年0.15%</p>
返済方法	<p>原則として毎月均等返済</p>
担保等	<p>保証人については、原則として法人代表者を除いて徴求しないこととする。担保については、必要に応じて徴求する。</p>
申込み窓口	<p>指定金融機関、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会（組合事業のみ）</p>
指定金融機関	<p>大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分県信用組合、商工中金、北九州銀行</p>

## (2) 融資の流れ

